万国郵便条約の第一追加議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十二号

万国郵便条約の第一追加議定書

リヤドにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3の規定の適用があることを条件として、万国郵便条約（以下「条約」という。）に対する次の改正を採択した。

第一条

条約第十七条を次のように改める。

第十七条　基礎業務

1　加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

2　書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

2.1　重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物

2.2　重量二キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物

2.3　重量七キログラムまでの盲人用郵便物

2.4　削除

3　物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

3.1　重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物

3.2　この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物

3.3　削除

4　通常郵便物は、この条約の施行規則に従って、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分類される。

5　通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（P）、大型郵便物（G）、巨大郵便物（E）又は小形包装物（E）に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、この条約の施行規則に定める。

6　2及び3に定める重量制限を超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従って、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。

7　加盟国は、その指定された事業体が、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

8　重量二十キログラムを超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従って、特定の小包郵便物について任意に適用する。

第二条

条約第十八条を次のように改める。

第十八条　追加の業務

1　加盟国は、次の義務的なかつ追加の業務の提供を確保する。

1.1　書類のみを包有する自国から発送する又は自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2　削除

1.3　物品を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務

2　加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。

2.1　通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務

2.2　通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務

2.3　書類を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物並びに書類又は物品を包有する自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務

2.4　書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務

2.5　通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務

2.6　取扱困難な小包に係る業務

2.7　一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務

2.8　当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務

2.9　重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋に係る業務

3　次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。

3.1　基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もっとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。

3.2　国際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。

3.3　書留通常郵便物及び保険付通常郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。